

平成14年4月23日

金融庁長官
森昭治 殿

東京富士信用組合
金融整理管財人 稲葉 喜重
金融整理管財人 来山 守



「業務及び財産の状況等に関する報告」及び
「経営に関する計画」の提出について

当組合の業務につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚くお礼申し上げます。
さて、預金保険法第80条の規程に基づき、標記について別紙の書類を提出いたします。

以上

目 次

頁

	頁
I. 業務及び財産の状況等に関する報告	1～5
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1～2
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1
① 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
② 経営破綻に至った経緯	1
③ 破綻に至った要因	2
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
① 資本の状況	2
② 自己資本回復の断念	2
2. 業務及び財産の状況について	2～4
(1) 与信業務	2～3
(2) 預金業務	3
(3) 投資等業務	3～4
① 投資有価証券	3
② 商品有価証券	4
(4) 固定資産の状況	4
(5) 不良債権の状況	4
(6) 関係会社の状況	4
3. 事業譲渡等の見込みについて	5
(1) 基本方針	5
① 早期譲渡	5
② 優良な顧客基盤・資産の維持	5
③ 経費の削減	5
④ 地域金融機能の維持	5
⑤ 内部管理体制の整備	5
⑥ 責任追及体制の整備	5
(2) 具体的施策	5
(3) 事業譲渡の見込み	5

II. 経営に関する計画	6～10
1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	6
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施	6
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	6
(3) 公的費用の極小化	6
(4) 地域経済への配慮	6
(5) 内部管理体制の確立	6
(6) 旧経営陣等の責任追及及体制の確立等	6
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	7～8
(1) 基本運営方針	7
(2) 管財人会議・戦略会議の設置	7
(3) 個別業務運営方針	7～8
① 与信業務運営方針	7～8
② 資金調達業務運営方針	8
③ 投資業務運営方針	8
④ 経費運営方針	8
⑤ その他の業務運営方針	8
3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	8～10
(1) 経営責任の明確化	8
① 旧経営陣の辞任等	8
② 役員退職慰労金	8
(2) 経費の削減	9
① 人員及び人件費の削減	9
② 物件費の削減	9
(3) 店舗統廃合	9
(4) 保有資産の処分	9
(5) 内部管理体制の整備	9
(6) 関係会社の整理	9
(7) 不良債権の回収強化	10
4. 法令等の遵守	10
5. 預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等	10

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当組合は、平成 13 年 11 月 2 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行いました。

これを受け、同日、金融庁長官より預金保険法第 74 条第 1 項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第 80 条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成 13 年 11 月 2 日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分でないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第 83 条に基づく旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめておりますので、これにつきましても後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

① 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和 40 年漁業権行使権を放棄した漁民の経済活動及び地域の中小企業の経済活動を支援する事を目的に設立されました。

営業地域は、大田区、品川区、港区、中央区、江東区、江戸川区とし、大田区を中心として 8 店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

当組合は、健全経営・資産内容の健全化を標榜するとともに入件費を含めた経費の削減に努めてまいりましたが、長引く不況による取引先の事業悪化等から、償却・引当額の増加により自己資本の減少を招来せしめました。

② 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図つてまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、大田区の基幹産業である製造業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むことになりました。

また、債務者の実態把握が不十分であるなど、自己査定に対する認識が甘く、平成 12 年 2 月に東京都の検査結果に基づき、東京都より早期是正措置が発動されており、自己資本充実の努力を行っていたが、平成 13 年 3 月期決算は 1,349 百万円の貸倒引当金の積増しが必要となり、当期損失金 1,212 百万円を計上するに至り、自己資本比率は 1.61% に低下しました。更に、平成 12 年 11 月に実施された当局検査結果（平成 13 年 6 月通知）を踏まえ、平成 13 年 6 月末を基準日とする自己査定を実施したところ、新たに 407 百万円の償却・引当が必要となり、加えて、有価証券評価損が 1,798 百万円見込まれ、結果的に 2,075 百万円の債務超過となりました。

こうした状況下にあって、預金者をはじめ取引先の信頼を維持することは困難であると判断し、自主再建を断念し破綻公表することに至りました。

③ 破綻に至った要因

信用リスクに対する認識・理解の不足から、組合員である融資先に対する評価が主観的であったため、実態把握を十分に行うことなく、債務者ベースの貸出条件での対応を行うなど、融資審査管理が不十分であったこと、ならびに貸出金の回収・管理についても、貸出条件の把握が十分に行われてこなかったことなど、債務者管理を十分に行うことができず、不良債権化が進み必要な引当金が増大しました。

また優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた跡が見られず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が行われませんでした。特に、有価証券の運用においては、利益を重視したため、リスク管理の検討も十分行うことなく運用を行なったことから、多大な含み損が発生したことが破綻に至った主たる要因であると考えます。

(3) 管理を命ぜる処分までの状況

① 資本の状況

当組合は、平成12年2月に早期是正措置を受けていたところですが、平成12年3月期決算を6月23日に発表した後、11月に実施された財務局による検査の趣旨を踏まえ、平成13年3月末現在の自己査定を実施いたしました。

この結果、平成13年3月期決算において1,349百万円の多額の引当が必要となり、自己資本比率は1.61%と更に低下し、自己資本の充実が喫緊の課題となっていました。

② 自己資本回復の断念

当組合は、平成13年3月期決算において、自己資本比率が1.61%に低下し自己資本の充実を図ってきたところですが、平成13年6月に通知された検査結果を踏まえ、平成13年6月末日を基準日として自己査定を実施したところ、新たに407百万円の償却・引当額の計上を余儀なくされ、また、有価証券について1,798百万円の減損処理が必要となつたため、2,075百万円の債務超過となることが明らかになりました。

このような状況を踏まえ、信認を回復することは著しく困難であり、その財産をもって、債務を完済することができない状況にあるとの判断に基づき、11月2日預金保険法第74条第5項に基づく申し出を行うにいたりました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当組合の与信業務については、重点地域である大田区の製造業、卸小売業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

〈貸出残高推移〉 店舗数：8店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)
		構成比		構成比		構成比		構成比	
貸出金残高	45,846	100	45,939	100	44,454	100	42,698	100	42,927 100
うち中小企業	26,153	57.0	26,934	58.6	25,989	58.5	30,558	71.6	29,059 67.7
うち個人	19,670	42.9	18,965	41.3	18,425	41.4	12,131	28.4	13,325 31.0
うちその他	23	0.1	40	0.1	40	0.1	9	0.0	543 1.3

※ 「その他」には、地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

〈預金残高推移〉 店舗数：8店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)
		構成比		構成比		構成比		構成比	
預金残高	59,210	100	60,645	100	61,554	100	64,254	100	65,732 100
うち要払性預金	10,406	17.6	12,252	20.2	13,781	22.4	13,588	21.1	
うち定期性預金	48,803	82.4	48,392	79.8	47,772	77.6	50,665	78.9	
うち個人預金	51,488	87.0	52,507	86.6	53,545	87.0	56,401	87.8	52,367 79.7
うち法人預金	7,214	12.2	7,366	12.1	6,929	11.3	6,353	9.9	11,118 16.9
うちその他	507	0.8	770	1.3	1,078	1.7	1,498	2.3	2,247 3.4

※ 「その他」には、地方公共団体が含まれる。

(3) 投資等業務

① 投資有価証券

投資有価証券につきましては、株式、債権で運用を行ってまいりました。なお、破綻公表後は新たな購入は一切なく、預金流出の原資として保有分の売却を逐次進めております。

〈投資有価証券残高推移〉

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	9,421	11,173	16,758	△ 1,628
国債・地方債	217	240	2,628	14
社債	7	—	1,300	5
株式	1	785	1,566	△ 501
その他	9,195	10,147	11,262	△ 1,146
貸付有価証券	—	—	—	—

② 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下の通りです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針と致します。

① < 固定資産の状況 > 平成13年10月末現在 (単位：百万円)

	土 地				建 物			
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価償却後	
事業用 不動産	6	1,098	884	△ 214	4	834	274	
所有 不動産	—	—	—	—	—	—	—	

(5) 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっております。

< リスク管理債権の状況 > (単位：百万円， %)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均 (13年3月期)	
	貸出金残高	貸出金に 占める割合	貸出金残高	貸出金に 占める割合	貸出金残高	貸出金に 占める割合
破綻先債権	2,071	4.6	2,226	5.2	1,163	2.3
延滞債権	4,581	10.3	6,622	15.5	4,402	8.8
3ヶ月以上延滞債権	788	1.8	39	0.1	195	0.4
貸出条件緩和債権	2,418	5.4	245	0.5	2,239	4.5
合 計	9,859	22.1	9,133	21.3	7,999	16.0

< 金融再生法の開示債権 >

(単位：百万円， %)

区 分	13年3月期		業界平均 (13年3月期)	
	金 額	債権の占める割合	金 額	債権の占める割合
破綻更正債権等	6,649	14.3	3,311	6.2
危険債権	3,384	7.3	2,510	4.7
要管理債権	284	0.6	2,382	4.5
正常債権	36,099	77.8	44,817	84.6
合 計	46,417	100	53,020	100

(6) 関係会社の状況

当組合は、関係会社がありません。

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

① 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、共立信用組合へ円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

② 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③ 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

④ 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

⑤ 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥ 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、平成14年2月13日に共立信用組合と事業譲渡契約を締結しました。

今後は、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

以上